

参考資料

1. 不正薬物の種類

不正薬物は、覚せい剤取締法に規定する覚醒剤、大麻取締法に規定する大麻、麻薬及び向精神薬取締法に規定するヘロイン・コカイン・MDMA・LSD・向精神薬等、あへん法に規定するあへんに分類されます。薬理作用の面からは、覚醒剤、コカイン及びMDMAが興奮作用型、大麻及びLSDが幻覚作用型、ヘロイン及びあへんが鎮静作用型として分類されています。向精神薬は中枢神経に作用して精神機能に影響を及ぼす物質（医薬品を含む）の総称であり、乱用されるおそれがあること等から規制されているものです。

不正薬物を継続使用した場合には、その種類により強弱はあるものの、次のような症状をもたらします。

耐性	薬物を継続使用するに従い、身体が不正薬物に慣れてくるため、1回の使用量を増加しなければ不正薬物の効果が生じないこと。
逆耐性	耐性とは逆に、不正薬物を継続使用するに従い、不正薬物に対する過剰反応が生じ、少量の使用であっても過敏な精神的症状を発現すること。
依存性	不正薬物の乱用者が、不正薬物を使用しなければ精神的又は肉体的に耐えきれない状態に陥ること。この依存性が生じた結果、不正薬物の効果が切れた際に現れる症状を禁断症状という。
フラッシュバック	不正薬物の乱用者が長期間にわたってその使用を中断した後であっても、一時的な不正薬物の再使用や酒酔い等を契機として乱用時の精神状態（幻覚や肉体的苦痛等）が発現すること。

不正薬物の乱用方法として、次の方法があります。

経口摂取	不正薬物を経口で服用し、胃や腸から吸収させる方法。
皮下注射	不正薬物の水溶液を皮下組織に注射し、毛細血管から吸収させる方法。
吸入・吸煙	不正薬物を直接鼻から吸入し、又は、不正薬物を燃焼させ、口あるいは鼻から吸煙して、肺を通じ血中に吸収させる方法。
静脈内注射	不正薬物を静脈に注射し、血中に吸収させる方法。

2. 主な不正薬物の製造方法・薬理作用等

	種類	製造方法等	薬理作用・中毒症状・禁断症状等
覚 醒 剤	メタンフェタミン アンフェタミン	<p>麻黄等 ↓ エフェドリン</p> <p>化学薬品 ↓ フェニルアセトン</p> <p>メタンフェタミン アンフェタミン</p>	<p>強い興奮作用を有し、気分発揚・爽快感・多弁などがみられるが、多量では急性錯乱状態など急性中毒症状が現れ、効果が切れると強い脱力・疲労・不快感等に陥る。急速に耐性（同じ効果を得るために薬物を増量しなければならなくなる。）を生じ、反復使用の結果、幻覚・妄想等の精神病症状の発現がみられる。なお、医療目的にはナルコレプシー（日中等に突然、短時間眠り込んでしまう症状）・各種の昏睡等の改善等の用途がある。</p> <p>〔主な用法：注射、吸煙、経口〕</p>
	乾燥大麻 大麻樹脂 液体大麻	<p>大麻草（主成分：テトラヒドロカンナビノール〔THC〕） 乾燥大麻：葉や花穂を乾燥したもの 大麻樹脂：樹液を固めたもの 液体大麻：大麻草又は大麻樹脂から抽出した液状又はオイル状のもの</p>	<p>幻覚作用を有し、気分・情動・感覚・知覚などに変化をきたす。多量では急性中毒状態をきたし、しばしば幻覚・妄想などを伴う。中毒によってひどい禁断症状はみられないが、長期連用により幻覚・妄想・意識変容等の精神病症状の発現がみられる。</p> <p>〔主な用法：吸煙〕</p>
麻 薬	あへん モルヒネ ヘロイン	<p>けし ↓ あへん ↓ モルヒネ ↓ ヘロイン</p>	<p>あへん・モルヒネ・ヘロインについては、作用の強弱等に違いはあっても、本質的な作用はあへんの主成分であるモルヒネの作用と異なるものではない。（ヘロインはモルヒネを化学的にアセチル化したものであり、即効性で作用も強い。）</p> <p>これらは抑制作用を有し、少量では鎮痛効果を現し、過量では急性中毒状態（呼吸抑制・昏睡等）をきたす。精神的には苦痛感が薄らぎ、心配や不安が消え陶酔感が生じる。反復使用により、身体的依存や耐性を生じるため、中断によって激しい禁断症状の発現がみられる。</p> <p>なお、医療目的には癌等における疼痛緩和等の用途がある。</p> <p>〔主な用法：あへん－吸煙、モルヒネ・ヘロイン－注射〕</p>
	コカイン	<p>コカ葉から抽出し、精製を行ったもの コカ葉 → コカペースト → コカイン</p>	<p>覚醒剤と類似の興奮作用を有し、効果が切れると落ち込んだ状態になる。反復使用の結果、幻覚・妄想等の精神病症状の発現がみられる。なお、覚醒剤と異なるのは、手足・局部を麻痺させる作用があることであり、医療目的には、局所麻酔の用途がある。</p> <p>〔主な用法：鼻からの吸引〕</p>
	MDMA (通称:エクスタシー) MDA (通称:ラブドック)	<p>覚醒剤と似た化学式を有し、化学薬品から合成される MDMA：化学名「N・α-ジメチル-3・4-（メチレンジオキシ）フェニルアミン」の別名 MDA：化学名「α-メチル-3・4-（メチレンジオキシ）-フェニルアミン」の別名</p>	<p>MDMAとMDAの薬理作用は類似しており、これらは覚醒剤と類似の興奮作用を有し、視覚、聴覚を変化させる作用がある。情動面では陽気になる反面、不安や不眠に陥る場合もある。また、乱用により肝腎障害や記憶障害をおこし錯乱状態に陥ることがある。</p> <p>〔主な用法：経口〕</p>
LSD	<p>ライ麦に寄生する 麦角菌 → 麦角アルカロイド ↓ リゼルギン酸 → LSD LSD:化学名「リゼルギン酸ジエチルアミド」の別名。</p>	<p>強い幻覚作用を有し、主として知覚、ことに視覚領域を主とする多彩な幻覚をきたす。情動面では、陶酔感や陽気な気分から逆に不安な抑うつをきたすことがある。乱用により脳障害をおこし、精神病症状が残ったり、自殺傾向を生じる場合がある。</p> <p>〔主な用法：舌の上に置き、舐める〕</p>	
	マジックマッシュルーム (サイロシ又はサイロシピンを含有するきのこ)	<p>〔国内種で含有が判明しているもの〕 ヒカゲシビレタケ、ミナシビレタケ、アイセンボンタケ、ヤブシビレタケ、オオシビレタケ、アイゾメシバフタケ、シビレタケ、アイゾメヒカゲタケ、ワライタケ、ヒカゲタケ、センボンサイギョウガサ 〔海外種で含有が判明しているもの〕 Psilocybe subcubensis Guzman, Psilocybe tampanensis Guzman et Pollock</p>	<p>LSDと類似の幻覚作用を有し、精神依存性を有する。人に奇妙な気分・陶酔・思考困難・不安・幻視を含む幻覚・身体感覚変化・時間感覚変化等の精神変容作用を発現し、身体的には散瞳・体温上昇・脈拍過多・呼吸量上昇等をもたらす。乱用ないし中毒により、情動面の変化が激しくなり、凶暴化・攻撃行動・殺人・自殺を試みることもある。また、精神分裂病様作用が見られる。</p> <p>〔主な用法：経口〕</p>
向 精 神 薬	メチルフェニデート ピロプラトロール ヘモリン	<p>興奮作用を有し、ナルコレプシー等への医療用途がある。</p>	<p>向精神薬は医療上広く使用されているが、医師等の監督のもとを離れて長期に濫用すると、やがて自ら使用を止めることが困難な状態となる。このような状態になると、怒りやすくなる・感情が不安定になる等の症状がみられ、中断により幻覚・妄想等が発現する。</p> <p>なお、向精神薬は各種の医療目的に用いられており、左のようなものがある。</p> <p>〔主な用法：経口〕</p>
	プロピロキシフェン ペンタゾシン レフェタミン	<p>鎮痛作用を有し、術後や各種癌における疼痛緩和等の医療用途がある。</p>	
	トリアゾラム ニトラゼパム等	<p>催眠鎮静作用を有し、不眠症・麻酔前投薬等の医療用途がある。</p>	
	ジアゼパム アルプラゾラム等	<p>精神安定作用を有し、神経症等における不安・緊張等の緩和の医療用途がある。</p>	
	フェニバルビタール等	<p>抗てんかん作用を有し、てんかんの痙攣発作等への医療用途がある。</p>	

3. 銃砲の種類

銃砲の種類は、銃砲刀剣類所持等取締法に規定する拳銃、小銃、機関銃、砲、猟銃その他金属性弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲、空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）等に分類され、拳銃については、その形式上から、回転弾倉式（固定弾倉式、元折式、固定式）、自動装てん式等に分類されます。

銃砲は、以下の種類に分類されます。

拳銃	肩付けをせず、片手で保持して照準、発射できる形態を有し、人の殺傷に適するように製造されたもの。
小銃	1人で携帯して両手で保持し、肩付けをして照準、発射できる形態のもので、銃腔に腔旋（ライフル）が切っており、主として歩兵の戦闘に適するように製造されたもの。通常、着剣装置、遠距離射撃用の照尺、頑丈な銃床を有する。
機関銃	引き金を引いている間は、自動的に連続して弾丸を発射し得る機能を有し、短時間に多数の弾丸を発射し、戦闘に適するように製造されたもので、口径が20mm未満のもの。
砲	口径が20mm以上のもので、武器等製造法上、口径により、小口径砲（20mm以上40mm以下）、中口径砲（40mmを超え90mm未満）、大口径砲（90mm以上）、迫撃砲に区分され、使用目的により、高射砲、対戦車砲等に区分される。
猟銃	狩猟及び標的射撃に適するように製造された散弾銃、ライフル銃をいい、製造上の意図、銃の機能、その他の事情により小銃と区分される。
その他金属性弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲	拳銃、小銃、機関銃、砲、猟銃には該当しないが、人畜を殺傷するに足る威力を持って、金属性弾丸を発射し得る機能を有する装薬銃砲すべてを含む。
空気銃	スプリング式空気銃、ポンプ式空気銃、圧縮ガス銃等、圧縮空気又は圧縮炭酸ガス等の膨張力により金属性弾丸を発射させるもの。

銃砲の要件は、次のとおりです。

- ① 金属性弾丸を発射する機能を有すること。
 - ・「金属性弾丸」とは、金属的性格を有するものであればよい。非金属性の物質であっても、金属と同程度の硬度、重量、衝撃力を有するものであれば足りる。
 - ・「発射する機能を有する」とは、現状のままで金属性弾丸を発射することができるものはもちろん、「故障のため一時銃砲としての機能に障害があっても、通常の手入れ又は修理を施せば、その機能を回復することができるもの」あるいは「その目的をもって製造されたものでなくとも、小許の加工又は改造により金属性弾丸を発射できるようになるもの」を包含する。
 - ・装薬又は圧縮空気（圧縮ガス）を用いるものであること。
- ② 人畜を殺傷することができる能力を有すること。

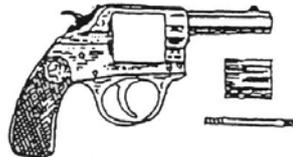
4. 拳銃の形式上の種類

(1) 回転弾倉式 (リボルバー)

銃身後方の枠型銃床に取付けた円筒型弾倉が撃鉄を起こすたびに弾倉回転子の作用で1コマずつ回転して弾倉の薬室を1つずつ順に銃身と一致して装てん実包を発射する構造で、機構上の特徴から3つに分けられる。

① 固定弾倉式 (ソリッド・フレーム)

固定枠型銃床に固定棒で弾倉を取付けた型式のもの。(初期の銃に多く見られる。現在では安物銃に採用されている。)

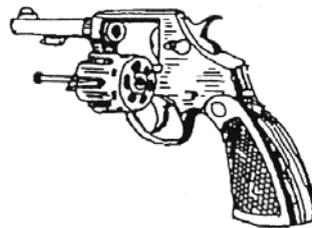


② 元折式 (ヒンジ・フレーム)



③ 固定式 (スイング・アウト・シリンダー)

固定枠型銃床から弾倉がクレーン式の構造で左側へ振り出すことができるもの。(固定式拳銃の大部分がこの型式である。)



(2) 自動式 (オートマチック)

機関銃のように連続発射される構造の完全自動式でなく、弾倉内の実包が引金を引く都度発射され、そのとき発生するガス圧の反動を利用して遊底 (銃身) を後退させて排きようし、同時に次弾を装てんするという一連の動作を行う拳銃のことで「自動装てん銃」又は「半自動式」ともいわれる。



5. 世界における密輸動向等

(1) 2018年の不正薬物の密輸動向

「Illicit Trade Report 2018」(World Customs Organization:WCO、2019年12月発行)における我が国を取り巻く不正薬物の密輸動向(概況)は次のとおり。

- ・ 2018年の世界全体の不正薬物密輸事犯の摘発件数は、126カ国から報告され、45,497件と前年より6.9%増加した。摘発件数の内訳は、覚醒剤(メタンフェタミン)を含む向精神薬33.1%、大麻・大麻製品(以下「大麻等」という。)は21.3%、コカイン16.7%、新精神活性物質¹(以下「NPS」という。)8.8%、カート2.8%、及びその他13.6%であり、大麻等及び向精神薬で全体の50%を超える。
- ・ 2018年の世界全体の不正薬物密輸事犯の摘発数量は、1,324トンと前年より1.6%減少した。薬種別にみると、覚醒剤(メタンフェタミン)を含む向精神薬は、107トン(2017年)から290トン(2018年)に大幅に増加した。他方、大麻等は847トン(2017年)から683トン(2018年)に、コカインは194トン(2017年)から192トン(2018年)にそれぞれ減少した。
- ・ 地域別にみると、米国を含む北米で約500トン近く押収されており、世界での全摘発数量の約38%を占め最大であり、これに、欧州、中東、アジア・大洋州、アフリカが続く。
- ・ 不正薬物の密輸は、仕出国、仕向国又は中継国を問わなければ世界のほとんどの国で発生しており、中でも、米国での密輸事犯が最も多く報告されており、このほか、サウジアラビア、オーストリア、オランダ、ブラジル、バーレーン、チリ、スペイン等においても多くの密輸事犯が報告されている。

(2) 我が国における主要薬物の世界における動向

① 向精神薬

- ・ 2018年には89カ国から覚醒剤(メタンフェタミン)を含む向精神薬摘発に係る報告があり、摘発件数は16,200件、摘発数量は290トンであり、2017年と比較すると、摘発件数は29.6%、摘発数量は171%、とそれぞれ増加した。
- ・ 摘発された向精神薬の種類は、我が国の主要薬物である覚醒剤(メタンフェタミン)が最も多く、次いでMDMA、トラマドール、アンフェタミンの順であった。
- ・ 上記4薬種の摘発数量について2017年と比較すると、覚醒剤(メタンフェタミン)、トラマドール及びアンフェタミンは増加したが、MDMAは減少した。
- ・ 2018年の向精神薬の摘発件数が最も多い国は米国で、次いでオーストリア、サウジアラビア、バーレーンの順であり、2017年と比較すると、いずれの国も摘発件数は増加した。

¹ NPS(新精神活性物質：New Psychoactive substances)とは、国連麻薬犯罪委員会発行の報告書「The challenge of new psychoactive substances 2013」において「1961年の麻薬に関する単一条約及び1971年の向精神薬に関する条約で規制されていないが公衆の健康を害するおそれがある物質」と定義されている物質である。一部の物質は我が国で麻薬、向精神薬又は指定薬物に該当するほか、危険ドラッグとして使用される物質もある。

- ・ 向精神薬の密輸ルートとしては、米国（ニューヨーク）及びオランダ（アムステルダム）を含んだルートが指摘されている。

② 大麻等

- ・ 大麻等は、世界中で最も乱用されている不正薬物の一つであり、この傾向に変化はない。2018 年には 101 カ国から大麻等摘発に係る報告があり、摘発件数は 10,521 件、摘発数量は 683 トンであり、2017 年と比較すると摘発件数は 7.1%、摘発数量は 19.3%と、それぞれ減少した。
- ・ 摘発された大麻の種類については、乾燥大麻が 73.7%と最も多く、次に大麻樹脂が多い。なお、乾燥大麻の摘発件数については、2017 年と比較し、11.5%減少した。
- ・ 2018 年の大麻等の摘発件数が最も多い国は米国で、次いでバーレーン、スペイン、オーストリア、南アフリカ、中国の順であった。2017 年の摘発数量と比較すると、米国及び南アフリカは減少、バーレーン、スペイン、オーストリア、及び中国は増加した。
摘発数量の多い国のうち、米国及び南アフリカでは、主に乾燥大麻が、バーレーンでは主に大麻樹脂が摘発されている。
- ・ 大麻等の密輸ルートとしては、メキシコ（メキシコシティ）及びサウジアラビア（リヤド）を含んだルート等が指摘されている。

③ コカイン

- ・ コカインは主に、北米、南米及び欧州で乱用されている不正薬物である。2018 年には 8,236 件、摘発数量は 192 トンであった。2017 年と比較すると、摘発件数は 7%増加したが、摘発数量は 7%減少した。
- ・ 2018 年の摘発件数のうち、96%が粉末状のコカインであり、そのほかは、コカ葉やコカイン水溶液等である。
- ・ 2018 年のコカインの摘発件数が最も多い国は米国で、次いでブラジル、オランダ、チリ、コロンビア、スペインの順であった。
- ・ コカインの密輸ルートとしては、仕向地としてオランダ（アムステルダム）、仕出地としてブラジル（サンパウロ）等のルートが指摘されている。

（3）トピックス（その他の薬物（NPS、カート））

① NPS

- ・ 2018 年の NPS の摘発数量は 8.9 トンであり、2017 年と比較すると、約 53%減少した。
- ・ 摘発された NPS の種類は、合成カチノンが最も多く、次いで合成カンナビノイドが摘発されている。
- ・ 摘発が多い国は、米国、デンマーク、サウジアラビア、ポーランド、アラブ首長国連邦、及びノルウェーとなっている。
- ・ NPS の密輸ルートとしては、オランダ（アムステルダム）、米国（ニューヨーク）、及びメキシコ（メキシコシティ）を含んだルート等が指摘されている。

② カート

- ・ カートはニシキギ科の灌木で、元々はエチオピア原産であるが、15 世紀頃からイエメンを中心とするアラビア半島でも栽培されるようになった。同半島内では、カートは葉の部分を咀嚼し、アンフェタミンと同様の興奮作用や多幸感を得るために使用されている。カートに対する法規制は、国や地域によって異なり、欧州域内では半数強の加盟国で規制対象となっている。
- ・ 2018 年の摘発件数は、1,407 件あり、2017 年と比較すると、約 79%減少した。摘発が多い国は、米国、オランダ、南アフリカ、ノルウェー、及びオーストリアとなっている。
- ・ カートの密輸ルートとしては、オランダ、ノルウェー、南アフリカ、エチオピア及びケニアを含んだルート等が指摘されている。

6. 社会悪物品の摘発実績

種類	年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	前年比
		件	83	104	151	169	425
覚醒剤	kg	422	1,501	1,159	1,159	2,570	222%
大麻	件	122	118	171	218	241	111%
	kg	34	9	131	156	78	50%
大麻草	件	58	81	115	128	110	86%
	kg	29	6	117	143	61	43%
大麻樹脂等	件	64	37	56	90	131	146%
	kg	6	3	13	13	17	131%
麻薬	件	213	182	170	225	209	93%
	kg	26	121	82	161	656	408%
	千錠	1	1	2	32	61	189%
ヘロイン	件	2	6	6	8	5	63%
	kg	2	0	70	1	17	24倍
コカイン	件	8	12	24	58	52	90%
	kg	18	119	10	153	638	417%
MDMA等	件	23	27	48	59	67	114%
	kg	0	1	0	5	0	7%
	千錠	0	1	2	32	61	191%
ケタミン	件	12	20	18	17	26	153%
	kg	4	1	0	1	0	11%
その他麻薬	件	168	117	74	83	59	71%
	kg	2	1	1	0	0	25%
	千錠	1	0	0	1	0	58%
向精神薬	件	16	11	17	38	6	16%
	kg	0	-	0	0	-	全減
	千錠	7	2	4	26	0	1%
指定薬物	件	1,462	477	275	221	165	75%
	kg	40	19	8	17	15	85%
合計	件	1,896	892	784	871	1,046	120%
	kg	522	1,650	1,380	1,493	3,318	222%
	千錠	8	3	6	58	61	106%
(参考) 使用回数	万回	1,499	5,405	4,638	4,427	10,896	246%

銃砲	件	5	4	7	8	-	全減
	丁	5	4	19	10	-	全減
うち拳銃	件	5	4	6	7	-	全減
	丁	5	4	18	9	-	全減
拳銃部品	件	-	-	3	1	-	全減
	点	-	-	4	1	-	全減

- (注) 1. 令和元年は、平成31年1月から令和元年12月を示す。以下同じ。
2. 税関が摘発した密輸入事犯のほか、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。
3. 覚醒剤は、覚醒剤及び覚せい剤原料の合計を示す。
4. 大麻樹脂等は、大麻樹脂のほか、大麻キッド・大麻菓子等の大麻製品の合計を示す。
5. MDMA等は、MDMA、MDA及びMDEの合計を示す。
6. (参考)使用回数は、以下の不正薬物について、乱用者の通常の一回分使用量をもとに換算し、合計したものである。
(覚醒剤：0.03g、大麻草：0.5g、大麻樹脂：0.1g、ヘロイン：0.01g、コカイン：0.03g、MDMA等及び向精神薬：1錠)
7. 端数処理のため数値が合わないことがある。
8. 数量の表記について、「0」とは500gまたは500錠未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。
9. 指定薬物については、平成27年4月以降の実績を計上。
10. 令和元年の数値は速報値である。

7. 不正薬物の密輸形態別摘発件数

(件)

形態別	年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年		
							前年比	構成比
航空機旅客による密輸入		107	176	214	243	388	160%	37%
国際郵便物を利用した密輸入		1,734	640	526	557	520	93%	50%
商業貨物を利用した密輸入		45	60	36	58	127	219%	12%
航空貨物		34	49	32	46	121	263%	12%
海上貨物		11	11	4	12	6	50%	1%
船員等による密輸入		10	16	8	13	11	85%	1%
合計		1,896	892	784	871	1,046	120%	100%

(注) 航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客を含む。また、商業貨物には、別送品を含む。

8-1. 覚醒剤の密輸形態別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

形態別	年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年		
							前年比	構成比
航空機旅客による密輸入		37	53	99	91	229	252%	54%
		84	79	190	160	418	261%	16%
国際郵便物を利用した密輸入		21	20	38	52	85	163%	20%
		3	53	96	50	187	373%	7%
商業貨物を利用した密輸入		18	21	11	23	109	474%	26%
		328	653	398	948	359	38%	14%
航空貨物		13	15	10	13	107	823%	25%
		80	72	48	22	316	14倍	12%
海上貨物		5	6	1	10	2	20%	0%
		248	581	351	926	43	5%	2%
船員等による密輸入		7	10	3	3	2	67%	0%
		6	715	475	0	1,605	108,018倍	62%
合計		83	104	151	169	425	251%	100%
		422	1,501	1,159	1,159	2,570	222%	100%

(注) 1. 航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客を含む。また、商業貨物には、別送品を含む。

2. 端数処理のため数値が合わないことがある。

3. 数量の表記について、「0」とは500 g 未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

8-2. 覚醒剤の仕出地別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

仕出地	年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	構成比	合計
アジア		51	68	75	85	204	48%	483
		160	1,168	925	1,031	278	11%	3,563
タイ		12	6	21	18	87	20%	144
		6	3	27	174	86	3%	296
マレーシア		-	2	14	22	69	16%	107
		-	7	21	63	104	4%	195
ラオス		-	-	-	3	10	2%	13
		-	-	-	3	37	1%	41
フィリピン		4	2	-	1	10	2%	17
		1	0	-	2	16	1%	18
台湾		4	16	11	9	6	1%	46
		45	104	7	345	0	0%	501
カンボジア		-	-	2	7	4	1%	13
		-	-	5	21	10	0%	35
韓国		1	4	-	4	4	1%	13
		0	2	-	8	5	0%	15
中国（香港・マカオを含む）		28	34	20	11	4	1%	97
		104	1,049	853	404	3	0%	2,414
中国		15	19	10	6	1	0%	51
		76	1,025	835	157	0	0%	2,092
香港		12	15	10	5	2	0%	44
		27	25	19	247	1	0%	319
マカオ		1	-	-	-	1	0%	2
		1	-	-	-	2	0%	3
インド		2	1	4	3	3	1%	13
		4	2	11	6	6	0%	31
ベトナム		-	2	2	4	3	1%	11
		-	0	0	3	2	0%	6
中東		2	1	7	4	24	6%	38
		3	0	12	4	105	4%	123
トルコ		1	-	6	2	11	3%	20
		3	-	11	3	16	1%	33
アラブ首長国連邦		-	-	1	1	9	2%	11
		-	-	0	1	23	1%	25
イラン		1	1	-	-	4	1%	6
		0	0	-	-	66	3%	66
アフリカ		2	5	16	7	19	4%	49
		20	38	72	54	70	3%	254
ナイジェリア		-	-	-	1	9	2%	10
		-	-	-	15	47	2%	62
南アフリカ		1	1	3	2	7	2%	14
		1	2	22	4	14	1%	43
ウガンダ		1	4	5	-	1	0%	11
		20	36	23	-	6	0%	85
ケニア		-	-	2	1	-	0%	3
		-	-	10	30	-	0%	39
欧州		5	6	22	28	43	10%	104
		4	8	26	18	41	2%	97
イギリス		1	1	1	5	14	3%	22
		4	3	2	11	4	0%	23
ドイツ		1	-	7	7	7	2%	22
		0	-	9	4	12	0%	25
フランス		-	1	-	-	3	1%	4
		-	1	-	-	4	0%	5
スペイン		3	1	2	1	3	1%	10
		0	3	8	3	2	0%	16
オランダ		-	2	9	10	3	1%	24
		-	0	3	0	0	0%	3
ベルギー		-	-	-	5	1	0%	6
		-	-	-	0	2	0%	2
北米		8	13	19	34	111	26%	185
		3	16	111	43	333	13%	505
米国		8	12	12	26	61	14%	119
		3	11	96	37	126	5%	273
カナダ		-	1	7	8	50	12%	66
		-	5	15	5	207	8%	231
中南米		7	6	6	9	22	5%	50
		225	260	14	9	138	5%	646
メキシコ		7	6	6	9	22	5%	50
		225	260	14	9	138	5%	646
オセアニア		1	-	1	-	-	0%	2
		0	-	0	-	-	0%	0
不明		7	5	5	2	2	0%	21
		6	11	0	0	1,605	62%	1,622
合計		83	104	151	169	425	100%	932
		422	1,501	1,159	1,159	2,570	100%	6,810

- (注) 1. 端数処理のため数値が合わないことがある。
2. 仕出地の内訳は、主だった国、地域を記載している。
3. 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

9-1. 大麻の密輸形態別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

形態別	年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	構成比	
							前年比	構成比
航空機旅客による密輸入		28	49	57	49	59	120%	24%
		1	1	3	92	27	29%	35%
国際郵便物を利用した密輸入		83	59	99	148	167	113%	69%
		23	4	10	45	46	102%	59%
商業貨物を利用した密輸入		8	9	12	19	11	58%	5%
		10	4	118	19	5	28%	7%
航空貨物		6	7	10	19	10	53%	4%
		2	4	18	19	5	28%	7%
海上貨物		2	2	2	-	1	全増	0%
		8	0	100	-	0	全増	0%
船員等による密輸入		3	1	3	2	4	200%	2%
		0	0	0	0	0	22倍	0%
合計		122	118	171	218	241	111%	100%
		34	9	131	156	78	50%	100%

- (注) 1. 航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客を含む。また、商業貨物には、別送品を含む。
 2. 端数処理のため数値が含まないことがある。
 3. 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

9-2. 大麻草の仕出地別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

仕出地	年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	構成比		合計
							構成比	構成比	
アジア		8	19	20	20	11	10%	78	
		4	3	1	6	0	0%	15	
アフリカ		2	-	2	-	-	0%	4	
		0	-	100	-	-	0%	100	
南アフリカ		2	-	2	-	-	0%	4	
		0	-	100	-	-	0%	100	
欧州		16	14	31	33	29	26%	123	
		0	0	1	3	1	1%	5	
北米		29	41	55	70	66	60%	261	
		24	2	15	133	61	99%	236	
米国		24	28	40	61	50	45%	203	
		22	2	10	40	43	70%	117	
カナダ		5	13	15	9	16	15%	58	
		2	0	6	93	18	29%	119	
中南米		3	2	3	2	1	1%	11	
		0	0	0	1	0	0%	1	
中東		-	-	-	2	-	0%	2	
		-	-	-	0	-	0%	0	
オセアニア		-	2	-	1	1	1%	4	
		-	0	-	0	0	0%	0	
不明		-	3	4	-	2	2%	9	
		-	0	0	-	0	0%	0	
合計		58	81	115	128	110	100%	492	
		29	6	117	143	61	100%	356	

- (注) 1. 端数処理のため数値が含まないことがある。
 2. 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

9-3. 大麻樹脂等の仕出地別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

仕出地	年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	構成比	合計
アジア		7 0	6 0	12 11	6 0	13 9	10% 54%	44 20
インド		2 0	- -	5 11	1 0	1 9	1% 53%	9 20
アフリカ		- -	- -	1 0	- -	- -	0% 0%	1 0
欧州		20 0	9 0	17 0	17 1	31 2	24% 10%	94 3
北米		36 6	17 3	24 2	67 12	86 6	66% 36%	230 29
米国		33 5	16 3	21 2	65 12	79 6	60% 35%	214 29
中南米		- -	1 0	- -	- -	1 0	1% 0%	2 0
不明		1 0	4 0	2 0	- -	- -	0% 0%	7 0
合計		64 6	37 3	56 13	90 13	131 17	100% 100%	378 52

- (注) 1. 端数処理のため数値が含まないことがある。
 2. 仕出地の内訳は、主だった国、地域を記載している。
 3. 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

(参考) 関税法(注)違反事件の犯則態様別処分件数

【告発】

(件)

犯則態様	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	前年比	構成比
禁制品輸出入事犯	343	375	447	385	514	134%	94%
関税脱税事犯	3	2	1	3	1	33%	0%
無許可輸出入事犯	12	14	28	46	25	54%	5%
虚偽申告輸出入事犯	8	4	5	3	7	233%	1%
その他	-	-	-	3	-	全減	0%
合計	366	395	481	440	547	124%	100%

【通告処分】

(件)

犯則態様	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	前年比	構成比
禁制品輸出入事犯	293	377	155	118	122	103%	17%
関税脱税事犯	52	61	62	53	45	85%	6%
無許可輸出入事犯	537	666	919	929	545	59%	76%
虚偽申告輸出入事犯	3	17	2	7	6	86%	1%
その他	10	6	4	7	1	14%	0%
合計	895	1,127	1,142	1,114	719	65%	100%

- (注) 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律」を含む。

10. 各知的財産権の概要

	保護客体	権利の発生及び期間	税関の主な差止事例
特許法 (特許権)	・発明（自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの）（2条）	・設定の登録により発生（66条） ・特許出願の日から原則として20年（67条）	・インクカートリッジ（セイコーエプソン） ・トナーカートリッジ（リコー）
実用新案法 (実用新案権)	・物品の形状、構造又は組み合わせに係る考案（自然法則を利用した技術的思想の創作）（1条、2条）	・設定の登録により発生（14条） ・実用新案登録出願の日から10年（15条）	・クリーニングワイパー（花王） （※過去の事例であり、現在は権利無し）
意匠法 (意匠権)	・意匠（物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起させるもの）（2条）	・設定の登録により発生（20条） ・設定の登録の日から20年（21条）	・美容用ローラー（MTG） ・イヤホン（アップル）
商標法 (商標権)	・商標（人の知覚によって認識することができるもののうち、文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他法令で定めるもの（標章）であって、業として商品を生産し、証明し、譲渡する者がその商品について使用をするもの等）（2条）	・設定の登録により発生（18条） ・設定の登録の日から10年（19条）※更新可	・バッグ、財布、衣類等の偽ブランド品 ・バイアグラ等の偽造医薬品
著作権法 (著作権)	・著作物（思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの）（2条）	・創作により発生（51条1項） ・原則として著作者の死後50年（51条2項） ・映画の著作物は公表後70年（54条）	・アニメ等のキャラクターグッズ ・海賊版DVD（映画、ドラマ、エクササイズ用等）

	保護客体	権利の発生及び期間	税関の主な差止事例
(著作隣接権)	<ul style="list-style-type: none"> ・実演（著作物を、演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠し、又はその他の方法により演ずること。これらに類する行為で、著作物を演じないが芸術的な性質を有するものを含む。） ・レコード（蓄音機用音盤、録音テープその他の物に音を固定したもの。音をもっぱら映像とともに再生することを目的とするものを除く。） ・放送（公衆送信のうち、公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う無線通信の送信） ・有線放送（公衆送信のうち、公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う有線電気通信の送信）（2条） 	<ul style="list-style-type: none"> ・実演等を行った時に発生（101条1項） ・実演等が行われた日の属する年の翌年から起算して50年（101条2項） 	<ul style="list-style-type: none"> ・海外頒布用CD
半導体集積回路の回路配置に関する法律 (回路配置利用権)	<ul style="list-style-type: none"> ・回路配置（半導体集積回路における回路素子及びこれらを接続する導線の配置）（2条） 	<ul style="list-style-type: none"> ・設定登録により発生（10条1項） ・設定登録の日から10年（10条2項） 	<ul style="list-style-type: none"> ・差止事例なし
種 苗 法 (育成者権)	<ul style="list-style-type: none"> ・品種（重要な形質に係る特性の全部又は一部によって他の植物体の集合と区別することができ、かつ、その特性の全部を保持しつつ繁殖させることができる一の植物体の集合）（2条2項） 	<ul style="list-style-type: none"> ・品種登録により発生（19条1項） ・品種登録の日から25年、永年性植物については30年（19条2項） 	<ul style="list-style-type: none"> ・い草（ひのみどり）（熊本県）

不正競争防止法で輸出入が規制されている物品の概要

	内 容	物 品 例
周知表示混同惹起品 (第2条第1項第1号)	需要者の間で知られている他人の商品等表示(周知表示)と同一又は類似の表示を使用して、他人の商品と混同させるもの	・大阪の有名料理店の看板と類似した看板(例:有名かに料理店の名物「動くかに看板」と類似した「かに看板」)
著名表示冒用品 (第2条第1項第2号)	需要者に限られず全国的に広く知られている他人の商品等表示(著名表示)と同一又は類似のものを勝手に用いて作られたもの(混同の惹起は不要)	・ビタミン剤として著名な商品の商品名と類似の商品名を使用したビタミン剤 (例:著名な「アリナミンA25」と類似する商品名の「アリナビック25」)
形態模倣品 (第2条第1項第3号)	特徴のある他人の商品の形態を真似て作られたもの(ラベル等の「表示」は不要)	・形に特徴のある有名な玩具を模倣し同様の形をした玩具(例:「たまごっち」の形態を模倣した「ニュータマゴウオッチ」)
営業秘密侵害品 (第2条第1項第10号)	営業秘密の不正使用により生産されたもの(そのことを知っている者が輸出入する場合に限る)	・不正に取得した製造プロセスに関する技術を使用して、製造された製品 (例:新日鉄住金の高機能鋼板(方向性電磁鋼板)の製造プロセスを不正に取得・使用して製造された鋼板)
技術的制限手段無効化装置 (第2条第1項第17号、第18号)	コンテンツを暗号化することにより正当に許諾を受けた者以外の視聴等を制限する手段(アクセスコントロール)等を無効化する機器	・違法ダウンロードソフトによるゲーム機の使用を可能とする装置(例:マジコン) ・コンピューターゲームのデータを編集可能とする装置(例:セーブエディター)

(注) 不正競争防止法違反物品については、同法の保護を受けることができる者や物品が明確でない場合が想定されることから、税関における適正な執行を確保するため、差止申立てを行う者は、申立てに係る侵害の事実が疎明するに足りるか等について経済産業大臣の意見又は認定を求め、その意見又は認定の内容が記載された書面を税関長に提出しなければならない。